

第 6 0 号 議 案

東京都台東区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部  
を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 1 1 月 2 6 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

( 提 案 理 由 )

この案は、廃棄物処理手数料の額を改定するため提出します。

東京都台東区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部  
を改正する条例

東京都台東区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成11年12月台東区条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表1の部中「32円50銭」を「36円50銭」に、「61円」を「69円」に、「2,100円」を「2,500円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都台東区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（以下「新条例」という。）別表1の部1の項及び3の項の規定は、施行日以後に区長が収集及び運搬の申込みを受ける廃棄物に係る廃棄物処理手数料について適用し、施行日前に区長が収集及び運搬の申込みを受けた廃棄物に係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

3 施行日前にこの条例による改正前の東京都台東区廃棄物の処理及び再利用に関する条例別表1の部2の項ただし書に規定する廃棄物処理手数料を納付した者は、施行日以後1月の間は、新条例別表1の部2の項ただし書に規定する廃棄物処理手数料を納付した者とみなす。